

外国につながる子どもたち支援事業 業務委託 企画提案コンペ参加仕様書

1 委託業務の内容

(1) 業務名

外国につながる子どもたち支援事業 業務委託

(2) 業務内容

別紙業務委託仕様書による

(3) 委託期間

契約日から令和2年2月14日（金）

(4) 契約上限額

2,979,939円（消費税及び地方消費税を含む）

（契約上限額の消費税及び地方消費税は10%として計算しています）

2 説明会の開催

当該企画提案コンペの実施にあたり、下記のとおり説明会を開催します。

本企画提案コンペの参加条件として、説明会への参加を必須とします。

(1)日時 令和元年7月3日（水）午後2時30分開始 3時30分終了予定

(2)場所 みえ県民交流センター ミーティングルームA

（津市羽所町700番地 アスト津3F）

3 企画提案コンペの実施方法

この参加仕様書に基づき提出された企画提案資料について、別に設置する「外国につながる子どもたち支援事業 企画提案コンペ選定委員会」において、審査を行い、総合的に評価して最優秀提案を選定します。

なお、最優秀提案は、条件を付与したうえで選定する場合があります。（提案者は、付与された条件を承諾できない場合は、提案を取り下げることができます。）

(1) 企画提案資料の提出

①提出期限 令和元年7月10日（水）15時まで（必着）

②提出場所 〒514-0009 三重県津市羽所町700番地 アスト津3階
三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課多文化共生班

③提出方法 上記提出場所に持参又は郵送等による送付

（メール及びファクシミリでの提出はお受けできません。）

④受理の確認 企画提案資料を郵送等にて提出する場合は、提出期限までに電話にて担当課・連絡先に受理の確認をしてください。

(2) プレゼンテーションの実施

提案内容の審査を行うため、提案者によるプレゼンテーションを実施します。

なお、審査結果は、選定後速やかに参加者に通知するとともに三重県ホームページにおいて公表します。

①開催日 令和元年7月16日(火)(予定)

※プレゼンテーションの実施日時については、7月11日(木)以降に、企画提案資料記載の連絡先に電子メールまたはファクシミリ等にて連絡する予定です。

※プレゼンテーションの実施日については、応募件数等、事情により変更になる場合があります。

②開催場所 三重県津市羽所町700番地 アスト津

※詳細は、プレゼンテーションの日時の連絡にあわせてご案内します。

③その他

・出席者は2名以内とします。

・説明は、提出いただいた企画提案書及び見積書のみによるものとします。
(パワーポイント等の使用は不可)

3 提出を求める企画提案資料の内容

(1) **企画提案コンペ参加資格確認申請書(第1号様式) 1部**

第5項に掲げる参加資格を全て満たしていることの誓約を記載した申請書及び添付書類(登記簿謄本又は登記事項証明書 写し可)

(2) **企画提案書 8部(正本1部、副本7部)**

書類の体裁は、原則A4版・両面長辺綴じ印刷・文字サイズ11ポイント以上とする。参加事業者につき1提案書とすること。

構成は次のとおりとし、内容については履行可能なものをできる限り具体的に記載すること。

①実施主体

- 団体名、所在地、組織図、業務実施体制など
- 同様の事業についての実績の有無及びその内容、事業を遂行するための技術やノウハウ

②事業内容

少なくとも次の項目を含んで具体的に提案すること。

【研修の企画・運営】

- 研修の内容・想定している講師
- 研修の実施回数
- 受講者の募集方法やそれにかかる広報手段

【プレスクール実施マニュアル・教材の作成】

- 想定しているマニュアル・教材作成委員
- マニュアルの構成案
- 教材の例示

③進行管理の体制

業務を円滑に進行できる体制や、県との調整、業務実施・報告等のスケジュールについて提案すること。

(3) 見積書 8部（正本1部、副本7部）

記載様式は特に定めませんが、積算の内訳は大きく分類して一式とするだけでなく、費用の内訳を可能な限り詳細に記載してください。

(4) 提案事業者の概要書 8部（正本1部、副本7部）

提案事業者の組織概要（名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数等）、沿革等を簡潔に記載したもの。

(5) 契約実績証明書 1部

過去3年間の、今回の委託金額と同規模程度（又は同規模以上）の契約実績について記載してください。（様式：第2号様式）

該当がない場合は、「該当なし」として提出してください。

4 最優秀提案を選定するための評価基準

以下の項目等により、企画提案資料を総合的に評価して選定します。

なお、(2)企画性及び(3)専門性の項目については、配点を2倍とします。

(1) 目的との合致

委託業務の趣旨を理解し、具体的な提案となっているか。

(2) 企画性

企画提案内容は、事業成果を見込めるものであるか。

- ・確実に遂行できる企画であるか。
- ・事業者の特性を生かした企画内容となっているか。

(3) 専門性

実行するための専門的知識を有しているか。

- ①人材
- ②事業運営のノウハウ
- ③関係機関との信頼関係

(4) 意欲・創意工夫

業務の実施に対する意欲や、独自の創意工夫がみられるか。

(5) 計画性

実施体制、業務配分やスケジュール管理が適切であるか。

5 参加資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受け

- ている期間中である者でないこと。
- (3) 三重県物件関係落札資格停止要綱により、落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
 - (4) 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

6 委託契約締結

- (1) 最優秀提案者と契約条件を協議のうえ、委託契約を締結します。
なお、最優秀提案者との契約締結時には、下記の納税証明書及び納税確認書が各1部必要になります。
 - ① 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3・未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したもの）の写し
 - ② 三重県に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの）の写し
- (2) 契約時に契約保証金を納付していただきます。契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上とします。

ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

なお、三重県会計規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。

※三重県会計規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

7 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

委託者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは契約を解除することができるものとします。

8 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
- ①断固として不当介入を拒否すること。
 - ②警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ③担当課に報告すること。
 - ④契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県と協議を行うこと。
- (2) 受託者が(1)②又は③の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

9 障がいを理由とする差別の解消の推進

受注者が、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとします。

10 その他

- (1) 企画提案コンペ及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨に限るものとします。
- (2) 提案に必要な一切の費用は、各提案者の負担とします。
- (3) 企画提案書提出後、最優秀提案者が決定するまでの間は、企画提案書に記載された内容の変更は認めません。
- (4) 提出のあった各提案書については、返還しません。
- (5) 提出された提案書については、三重県情報公開条例に基づき情報公開の対象となります。
- (6) その他必要な事項は、三重県会計規則の規定によるものとします。
- (7) この企画提案コンペの結果の効果は、令和元年度6月補正予算発効時において生じます。

11 担当課・連絡先

〒514-0009 三重県津市羽所町 700 番地 アスト津 3F
三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課多文化共生班 担当：石塚
電話：059-222-5974 ファクシミリ：059-222-5984
Eメール：tabunka@pref.mie.lg.jp